

子宮頸がん検診実施要領

1 趣旨

この要領は、検診・健康診査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく子宮頸がん検診（以下「検診」という。）を適切に実施するため、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 実施方法

- (1) 検診は指定医療機関（以下「実施機関」という。）で行う。
- (2) 検診に伴う細胞診は子宮頸がん細胞診実施機関（以下「細胞診実施機関」という。）で行う。

3 対象者

神戸市に居住する当該年度に20歳以上の偶数歳の誕生日を迎える女性に対し、原則として年1回行う。

4 受診手続

- (1) 受診希望者は実施機関に直接申し出て受診する。
- (2) 受診者は検診時に実施機関に自己負担金を支払う。
- (3) 受診者で自己負担金の支払いを要しないものの内、以下に該当する者は、それぞれに定める書類を検診受診時に実施機関に提示または提出することにより、自己負担なしで受診することができる。
 - ①生活保護法による被保護世帯に属する者
生活保護適用証明書又は生活保護法医療券を提示
 - ②特定中国残留邦人等支援給付受給者
本人確認証又は特定中国残留邦人支援給付適用証明書を提示
 - ③市民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯に属する者
市から交付を受けた無料受診券を提出

5 検診項目及び留意点

- (1) 問診
問診に当たっては、不正性器出血等の現在の症状、月経及び分娩・妊娠等に関する事項、子宮頸部病変の既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取する。
- (2) 視診
膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。
- (3) 子宮頸部の細胞診

- ① 細胞診の方法は液状検体法とする。
- ② 実施機関は、子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法によって検体を採取し、専用の保存液（バイアル）に入れた後、細胞診実施機関に送付する。
- ③ 細胞診実施機関はパパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。なお、顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。
- ④ 細胞診実施機関は、細胞診の結果を原則としてベセスダシステムによって分類した上で、速やかに実施機関に通知する。

(4) 内診

双合診を実施する。

6 結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。

7 記録の整備

市は、受診者の氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、受診日、実施機関、子宮頸部の細胞診の結果、子宮頸部病変の精密検査の必要性の有無、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。

8 受診者の事後指導

実施機関は、精密検査の未受診者に対して適切な指導を行う。

9 事業評価

子宮頸がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、国の示す「事業評価のためのチェックリスト」等に基づき検討を実施し、精度管理の充実に努める。なお、子宮頸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月））を参照する。

10 検診実施機関

- (1) 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で子宮頸がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト（検診実施機関用）を参考とするなどして、細胞診等の精度管理に努める。
- (2) 検診実施機関は、子宮頸がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。

- (3) 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならない。
- (4) 検診実施機関は、検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

11 その他

この要領に定めのない事項については健康局長が定める。

附 則

この要領は平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から実施する。